

毎週火・金曜日発行

山口県報

平成 22 年
9月24日
(金曜日)

目 次

告示
漁業災害補償法第百二十五条の六第一項の規定による同意(水産振興課)……………

公告
大規模小売店舗立地法第八条第一項の規定による意見の聴取(商政課)……………



山口県告示第百三十七号

漁業災害補償法(昭和三十九年法律第百五十八号)第百二十五条の六第三項において準用する同法第五十五条の二第三項の規定による届出を審査した結果、次の加入区及び区分について同法第百二十五条の六第一項の規定による同意があったと認めた。

平成二十二年九月二十四日

山口県知事 二井 関 成

| 加入区 | 区 | 分 |
|----------------------|---------------|---|
| 小野田、藤曲浦加入区 新宇部加入区 | のり等養殖業(のり養殖業) | |
| 中浦、向島加入区 | " " | |
| 下関南風泊加入区 | わかめ養殖業 | |



(三二一) 大規模小売店舗立地法第八条第一項の規定による意見の聴取

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第八条第一項の規定により、平成二十二年五月七日山口県公告(一三六)に係る大規模小売店舗について次のとおり周南市から意見を聴きました。

当該意見は、平成二十二年九月二十四日から同年十月二十五日までの間、山口県商工労働部商政課並びに周南市産業観光部産業政策課及び周南市新南陽総合支所において公衆の縦覧に供します。

平成二十二年九月二十四日

山口県知事 二井 関 成

- 一 大規模小売店舗の名称及び所在地
名称 ウェスタ新南陽店
所在地 周南市政所二丁目二番一号
- 二 意見の概要
特に配慮を求める事項はない。

平成二十二年九月二十四日
発行

発行人

山口県知事